

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年8月1日～令和元年8月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
1	JIS	制定		内装上塗用既調合しっくい	Japanese Pre-mixed Lime Plaster for Interior Finish	この規格は、消石灰又は生石灰を主原料とし、骨材、顔料、すさ、のり、合成樹脂などを製造工場において調合した上、建築現場において水と練り合わせる又はそのまま使用できるものとし、主として建築物の室内の壁又は天井を対象とし、主にせつこうボード、合板ならびにコンクリートを下地とする、上塗用既調合しっくい(以下、「内装上塗用既調合しっくい」という。)について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 種類及び呼び名 5 品質 6 原料及び製造 7 試験 8 検査			日本漆喰協会 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		鋼構造物への循環式ショットピーニング用ショット	Shot media of circulation type shot peening for steel structure	この規格は、鋼構造物の表面に主として圧縮残留応力を付与するなどの表面改質により、溶接部及び溶接部周辺熱影響部の疲労強度向上を図ることを目的とした循環式ショットピーニング加工に用いるショットについて規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 種類 5 品質 6 試験方法 7 表示			一般社団法人日本鋼構造物循環式プラスト技術協会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	制定		クレーン 耐震設計原則	Crane - Principles for seismically resistant design	この規格は、JIS B 0146シリーズで規定される全てのクレーン(移動式クレーンを除く。)の構造部分及び機械要素に対して、クレーンが地震を受けたときの荷重及び荷重の組合せについて規定する。性能照査については、使用限界状態(SLS)に基づくJIS B 8829による。この規格は、クレーンが設置されている地域の地震に対する特性、地盤の状態及びクレーンの支持構造物を考慮し、地震を受けたときのクレーンの動的応答を評価する。さらに、クレーンの運転状態及び地震によるクレーンの損傷に対するリスクも評価する。 この規格は、極限限界状態(ULS)について考え方を示しているが、塑性変形を含む性能照査までは含まない。クレーンの受渡当事者間の協議によって、他の規格又は関連文献を用いることができる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 耐震設計の概念 5 修正震度法による地震荷重の算定 6 応答スペクトル法による地震荷重の算定 7 地震と地震以外の荷重との組合せ 8 時刻歴応答法に基づく地震荷重の算定 9 免震・制震クレーン 10 移設クレーンへの対応		ISO 11031-2016 : Cranes - Principles for seismically resistant design(MOD)	一般社団法人日本クレーン協会 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	制定		フォークリフトトラック-安定度及び安定度の検証-第7部:6m以上のコンテナを扱うカウンタバランスフォークリフトトラック	Fork lift trucks- Stability and verification of stability- Part7:Counterbalanced trucks with mast handling freight containers of 6 m (20 ft) length and longer	この規格は、産業車両の安定度を検証するための基本的な試験方法及び要求事項を規定するJIS D 6011-1を基に、6m(20ft)以上の長さのコンテナ(空又は実入り)を取り扱う際のカウンタバランスフォークリフトトラック(以下、フォークリフトという。)の安定度の検証方法について規定する。 この規格は、フォーク、スプレッド(トブリフト式及びサイドリフト式)、又はコンテナを扱えるような他の荷役手段を備えたタイプのフォークリフトに適用可能である。 この規格は、重心が移動する可能性のあるコンテナを取扱うフォークリフトには適用しない(JIS Z 1626参照)。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 運転条件 5 試験条件 6 安定度の検証 7 表示		ISO22915-9:2014 Industrial trucks - Verification of stability - Part 9: Counterbalanced trucks with mast handling freight containers of 6 m (20 ft) length and longer(MOD)	一般社団法人日本産業車両協会 一般財団法人日本規格協会
5	JIS	制定		産業車両-視野の検証のための試験方法-第1部:許容荷重10トンまでの座席式、立席式動力付産業車両及びバリアブルリーチトラック	Powered industrial trucks - Test methods for verification of visibility - Part 1: Sit-on and stand-on operator trucks and variable-reach trucks up to and including 10 t capacity	この規格は、JIS D 6201に定義された、定格荷重10 000kg以下のフォークリフトトラック(以下、フォークリフトという。)及びバリアブルリーチトラックにおける、荷を積載しない状態での車両全周の視界の要求事項及びその試験方法について規定する。 この規格では、以下の車両は適用しない。 - オーダビッキングトラックなどの運転者位置が上昇する車両で、運転者位置上昇時にフォークの荷積載面の高さが路面から300mmを超えた位置にある場合 - 定格荷重が10 000 kgを超える車両 - ラフテレンバリアブルリーチトラック - コンテナ専用運搬車両(カウンタバランスコンテナハンドラ、リーチスタック) - サイドフォークリフト	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 車両の設定 5 試験用機器-直接視界 6 試験手順-直接視界 7 試験手順-間接視界 8 その他の試験方法 9 合格基準 10 試験報告書		ISO13564-1:2012 Powered industrial trucks - Test methods for verification of visibility - Part 1: Sit-on and stand-on operator trucks and variable-reach trucks up to and including 10 t capacity(MOD)	一般社団法人日本産業車両協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年8月1日～令和元年8月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
6	JIS	制定		高压受電用デジタル形地絡継電装置	Digital type ground relay set for 6.6 kV consumers	この規格は、一線地絡電流が30 A未満の主として6.6 kV高压需要家の受電点に設置されるゼロ(零)相変流器又はゼロ(零)相電圧変換器と継電器との組合せからなるデジタル形地絡継電装置(以下、継電装置という。)について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.機能(仕様) 5.性能 6.試験方法 7.ドキュメントの要件 ※デジタル形地絡継電装置としての変更点 設置(傾斜)等制約条件の緩和、リレー整定の自由度拡大、地絡過電圧継電装置の規定化			一般社団法人日本電機工業会 一般財団法人日本規格協会
7	JIS	制定		オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器 - 第3部:通信ケーブル及び通信ポートを介する直流電力伝送の安全要求事項	Audio/video, information and communication technology equipment - Part 3: Safety aspects for DC power transfer through communication cables and ports	この規格は、通信ケーブル又は通信ポートを介して動作電力を供給する機器及び受ける機器において、電力を供給する機器(PSEq)から電力を受けるデバイス(PD)に直流電力を伝送するように設計した回路に対する特有の要求事項について規定する。 この規格は、主にJIS C 62368-1の適用範囲で規定する機器の製品安全規格として用いることを意図している。ただし、製造業者の責任において類似する製品への適用を妨げるものではない。 この規格に該当する電力伝送には、次に示すようにES1、ES2、又は非常に限られた場合にES3の電圧を用いるものがある。 - ES1の電圧を用いる電力伝送の場合:USB、PoE、ISDN S0など - ES2の電圧を用いる電力伝送の場合:呼出し中のアナログ電話、ISDN Uなど - ES3の電圧を用いる電力伝送の場合:通信サービス事業者による給電システム及び通信設備で用いられる回路(例えば、通信回線から電力を受けるHDSL、SHDSL、VDSL、及びG.fastなどのRFT回路)	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語、定義及び略語 4.一般要求事項 5.ES1又はES2電圧を用いた電力伝送 6.RFTを用いた電力伝送		IEC 62368-3: Audio/video, information and communication technology equipment - Part 3: Safety aspects for DC power transfer through communication cables and ports(IDT)	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 一般財団法人日本規格協会
8	JIS	改正	A4704	軽量シャッター構成部材	Components of lightweight rolling door for buildings	この規格は、建築物及び工作物に使用するスラットの板厚が1.0 mm以下で、手動スプリング式、電動式及び電動スプリング併用式の鋼製の軽量シャッター構成部材1)(以下、構成部材という。)について規定する。ただし、横引き又は水平引きの構成部材には適用しない。	主な改正点は、次のとおり。 ・急降下停止装置の装備、障害物を感知する装置が故障した場合は、フェールセーフあるいは機能を制限して使用できる状態にする方策、リモコン操作の動作性能、押しボタンスイッチの位置からのシャッターカーテン下部の視認性を確保し注意表示することを検討し、改正する。 ・障害物感知装置(一般型)によるシャッターカーテン停止の基準を検討し、改正する。			一般社団法人日本シャッタードア協会 一般財団法人日本規格協会
9	JIS	改正	A4705	重量シャッター構成部材	Components of rolling door for buildings	この規格は、建築物及び工作物に使用する、貫通部のないスラットの板厚が1.2 mm以上でスラットに貫通部のない、内のり幅8.0 m以下、内のり高さ4.0 m以下の重量シャッター構成部材1)(以下、構成部材という。)について規定する。ただし、横引き又は水平引きの構成部材には適用しない。	主な改正点は、次のとおり。 ・障害物を感知する装置が故障した場合は、フェールセーフあるいは機能を制限して使用できる状態にする方策、リモコン操作の動作性能、押しボタンスイッチの位置からのシャッターカーテン下部の視認性を確保し注意表示することを検討し、改正する。 ・「障害物感知装置(一般型)によるシャッターカーテン停止」「急降下制動装置の基準」を検討し、改正する。			一般社団法人日本シャッタードア協会 一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	A6918	ラス系下地用既調合軽量セメントモルタル(追補1)	Premix lightweight cement mortar for metal laths substrate	この規格は、セメント、軽量骨材などを主原料とし、主として木造及び軽量鉄骨造建築物の外壁、柱、軒裏などのラス系下地に現場で水と混ぜてて塗り付けるラス系下地用既調合軽量セメントモルタル(以下、既調合軽量モルタルという。)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・透水量試験において、現行JISでは試験機器として目盛り0.05mLかつ容量10mLのメスピペットを使用することとなっているが、市販製品として存在する目盛り0.05mLかつ容量5mLのメスピペットに変更する。			日本建築仕上材工業会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年8月1日～令和元年8月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
11	JIS	改正	A7502-2	下水道コンクリート腐食対策技術-第2部:防食設計標準(追補)	Corrosion protection technology of sewerage concrete structures Part 2:Design standards for prevent sulfuric acid corrosion	この規格は、下水道法で定められた終末処理場及びポンプ場において、硫化水素に起因する硫酸によるコンクリート腐食への対策に用いる防食被覆工法を適用する施設的设计標準について規定する。ただし、防食被覆工法のうち、有機系被覆材を用いる塗布型ライニング工法及びシートライニング工法、並びにセメントを主成分とする無機系被覆材を用いるモルタルライニング工法を対象とする。	主な改正点は、次のとおり。 1. 箇条(用語及び定義)の3.4(固着強さ試験)に記載の「接着安定性」を削除し、別の表現に変更する。 2. 附属書Bの「B.3.2 b)に記載の「・・・試験体の作製は、製造業者の定める方法で作製する。」を「・・・試験体の作製は、特に指定がない場合、材料製造業者の定める方法で作製する。」に変更する。 3. 附属書Gのタイトルを、「防食被覆層の接着強さ試験(塗布型ライニング工法・シートライニング工法)」に変更する。			一般社団法人日本コンクリート防食協会	一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	A7502-3	下水道コンクリート腐食対策技術-第3部:防食施工標準(追補)	Corrosion protection technology of sewerage concrete structures Part 3:Construction standaeds for prevent sulfuric acid corrosion	この規格は、下水道法で定められた終末処理場及びポンプ場において、硫化水素に起因する硫酸によるコンクリート腐食への対策に用いる防食被覆工法を適用する施設の施工方法、検査について規定する。ただし、防食被覆工法のうち、有機系被覆材を用いる塗布型ライニング工法及びシートライニング工法、並びにセメントを主成分とする無機系被覆材を用いるモルタルライニング工法を対象とする。	主な改正点は、次のとおり。 箇条3(用語及び定義)の3.1(後貼り工法)記載の「・・・接着剤などで直接シートを貼り付けて固着する工法。」を「・・・接着剤なので直接シートを貼り付けて一体化する工法。」に変更する。			一般社団法人日本コンクリート防食協会	一般財団法人日本規格協会
13	JIS	改正	B0170	切削工具用語(基本)	Cutting tools—Vocabulary—Common terms	この規格は、切削工具(以下、工具という。)に共通の基本的な用語及びその定義について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・分類(箇条2):分類の変更を行う。 ・用語及び定義(箇条3):用語の追加・削除、定義・用語名称の変更、及び量記号の規格内容の見直し			日本機械工具工業会	一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	B7725	ピッカース硬さ試験—試験機の検証及び校正	Vickers hardness test—Verification and calibration of testing machienes	この規格は、JIS Z 2244-1によるピッカース硬さ試験に用いる試験機の検証方法及び校正方法について規定する。このうち直接検証及び校正方法は、試験機、圧子、くぼみ測定装置について規定している。間接検証は、基準片を用いた試験機全体の検証について規定している。試験機を他の硬さ試験方法に使用する場合には、それぞれの方法で検証しなければならない。この規格は、可搬型のピッカース硬さ試験機にも適用できる。ただし、超音波を用いたような異なる原理の試験機には適用できない。なお、くぼみ対角線長さが20 µm未満の試験では、測定の不確かさが大きくなることを考慮することが望ましい。	主な改正点は、次のとおり。 ・直接検証(箇条5) 5.2試験力の校正 最小試験力を0.09807 Nから0.009807 NIにする。 ・直接検証(箇条5) 5.4くぼみ測定装置の校正 必要に応じて2方向で校正する記述を追加する。 ・間接検証(箇条6) 偏りの許容差を表から計算式に変更する。		ISO 6507-2:2018 Metallic materials—Vickers hardness test—Part 2: Verification and calibration of testing machine(MOD)	一般社団法人日本試験機工業会	一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	B7734	ヌーブ硬さ試験—試験機の検証	Knoop hardness test—Verification of testing machienes	この規格は、JIS Z 2251に従ってヌーブ硬さを測定する試験機の検証及び校正の方法について規定する。このうち直接の検証及び校正方法は、試験機、圧子、くぼみ測定装置について規定している。間接検証は、基準片を用いた試験機全体の検証について規定している。試験機を他の硬さ試験方法にも使用する場合、それぞれの方法で検証しなければならない。なお、くぼみ対角線長さが20 µm未満の試験では、測定の不確かさが大きくなることを考慮することが望ましい。	主な改正点は、次のとおり。 ・直接検証(箇条4) 4.1試験力の検証 最小試験力を0.09807 Nから0.009807 NIにする。 ・直接検証(箇条4) 4.3測定装置の検証 表の区分を見直す。 ・間接検証(箇条5) 誤差の許容差を表から計算式に変更する。		ISO 4545-2:2018 Metallic materials—Knoop hardness test—Part 2: Verification and calibration of testing machines, ISO 4545-3:2018 Metallic materials Knoop hardness test —Part 3: Calibration of reference blocks (MOD)	一般社団法人日本試験機工業会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年8月1日～令和元年8月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
16	JIS	改正	B7735	ピッカース硬さ試験—基準片の校正	Vickers hardness test—Verification of reference blocks	この規格は、JIS B 7725に規定したピッカース硬さ試験機の間接検証、試験機の日常の精度管理などに用いる硬さ基準片(以下、基準片という。)の校正方法について規定する。 なお、くぼみ対角線長さが20 μm未満の試験では、測定の不確かさが大きくなることを考慮することが望ましい。	主な改正点は、次のとおり。 ・校正用試験機(簡条5) 5.2試験力 最小試験力を0.09807 Nから0.009807 Nにする。 ・校正用試験機(簡条5) 5.4測定装置 必要に応じて2方向で校正する記述を追加する。 ・基準片の硬さの均一性(簡条7) 均一性の表を細分化する。		ISO 6507-2:2018 Metallic materials—Vickers hardness test—Part 2: Verification and calibration of testing machine(MOD)	一般社団法人日本試験機工業会 一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	B8238	LPガス用圧力調整器	Pressure regulators for liquefied petroleum gas	この規格は、LPガス1)の減圧に用いる圧力調整器(以下、調整器という。)のうち、容量が30 kg/h以下で、出口圧力を変更できないものについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 1.適用範囲の拡大(容量の追加:10kg/h未満→30kg/h以下) 3.用語の追加(適用範囲の変更等に伴う用語の追加) 5.種類(機種)の追加:2種類→6種類、液石法告示にあるI類II類の区別) 6.性能(機種)の追加、I類II類の区別に伴う性能の追加、変更、液石法器具省令との整合) 7.構造(機種)の追加に伴う、小型調整器限定基準の削除、接続部形状の追加) 9.外観(I類II類の区別に伴う、材料性能の追加、変更) 10.試験方法(機種)の追加、I類II類の区別に伴う、試験の追加、一部試験方法の変更) 11.検査(機種)の追加、I類II類の区別に伴う、受け渡し検査項目の変更) 12.表示(機種)の追加、I類II類の区別に伴う、表示事項の変更)		一般社団法人日本エルギーガス供給機器工業会 一般財団法人日本規格協会	
18	JIS	改正	B8850	ベルトラッシング	Web lashing made from man-made fibers	この規格は、道路を走行する車両及び鉄道車両による陸上輸送並びに船舶輸送において、荷を固定するために使用するベルトラッシングについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 (1) 3-14カムバックル(p.4) 現行、「レバーのカム機構がベルトを挟むことでベルトを締める機能を持つバックル」とあるが、カムバックルは張力を保持する機能しかない。そこでこの部分を「レバーのカム機構がベルトを挟むことで、ベルトに与えた張力を保持する機能を持つバックル」と改める。 (2) 3-15 端末金具(p.4) 図7 現行ではベルト取り付けアイ部の断面が円形の場合の、a)、c)、d)、g)においても表記が「厚さ」となっている。そこでこの部分を「径」としたうえで、関連する文中の文言を「厚さ又は径」に改める。 (3) 付属書Bの「使用上の注意」の「m」項について(p.16) 現行、「壊れやすい荷を固定するときは、ベルトラッシングの締め付け力を調節する」となっている。壊れやすいということで固縛力を弱めれば荷は容易に動けることになって安全上問題が残る。そこでこの部分を「壊れやすい荷を固定するときは、荷が壊れないように保護したうえで固定する」と改める。 (4) 9.2 ブルーフロード試験(p.9)「ベルト巻き取り状態」の表現について現行、「a)ラチェットバックルは…ベルトを巻軸に2と1/4回巻いた状態にする。…」となっていて、巻軸にベルトを2と1/4回巻き付けるとの誤解を生む。そこでこの部分を、「ラチェットバックルは図8 a)～d)の手順の通り、巻軸にベルトを通した後、手動操作によって巻軸を2と1/4回回転した状態にする」に改める。		一般社団法人日本産業機械工業会 一般財団法人日本規格協会	
19	JIS	改正	C62368-1	オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第1部: 安全性要求事項	Audio/video, information and communication technology equipment—Part 1: Safety requirements	この規格は、定格電圧が600 V以下の、オーディオ、ビデオ、情報通信技術及び事務機器の分野における電気電子機器の安全性について規定する。この規格は、機器の性能又は機能特性に対する要求事項は含まない。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲に明記された屋外使用機器に対する、屋外エンクロージャなどに対する要求事項の追加 ・新技術に対応するため、液体絶縁を用いる機器の構造に対する要求事項の追加 ・レーザーの放射エネルギー源の分類に対する判定基準の変更 (JIS C 6803の引用など) ・炎の拡散防止用バリアの材料、発火源からの距離などの、不明瞭な要求事項の明確化		IEC 62368-1: Audio/video, information and communication technology equipment—Part 1: Safety requirements (3rd Edition)(MOD)	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年8月1日～令和元年8月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
20	JIS	改正	H3250	銅及び銅合金の棒	Copper and copper alloy rods and bars	この規格は、展伸加工した断面が丸形、正六角形、正方形、長方形及びR付き正六角形の銅及び銅合金の棒(以下、棒という。)について規定する。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称、種類及び記号(簡条4):表1の「記号」を、「種類の記号」に置き換える[他の伸銅の規格(H3260などと整合させる)。 ・棒の化学成分(簡条5.2):表2において、以下の改正を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・「合金番号」を、「種類の記号」に置き換え、化学成分は「種類の記号」ごととする。 ・C2600B、C2700B及びC2800Bは、新たにNi、Mn及びAlを規定する。 ・C3601B、C3602B、C3603B、C3604B、C3605B、C3712B及びC3711Bの不純物元素(Ni、As等)を新たに規定する。 ・Fe+Snについても、その値を見直す。 ・棒の機械的性質(簡条5.3):前回の検討事項でもあった表4に規定する「径又は最小対辺距離の区分」に関して、上限を広げる。 			一般社団法人日本伸銅協会 一般財団法人日本規格協会
21	JIS	改正	K0115	吸光光度分析通則	General rules for molecular absorptiometric analysis	この規格は、分光光度計又は光電光度計を用い、波長範囲として200nm付近から1100nm付近の、物質による光の透過、吸収又は反射を測定し、定量を行う場合の通則について規定する。ただし、原子吸光光度計、近赤外分光光度計及び赤外分光光度計を用いる方法には適用しない。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 波長目盛りの校正の見直しと改正。 2. 吸光度目盛りの校正の見直しと改正。 3. 用語の定義の見直しと追加。 4. 装置(付属品を含む)の記載内容の見直し改正。 5. 操作方法の記載内容の見直し改正。 6. データの質の管理に関する内容の見直し改正。 7. 不確かさの求め方を附属書(参考)の追加。 			一般社団法人日本分析機器工業協会 一般財団法人日本規格協会
22	JIS	改正	R1703-1	ファインセラミックス-光触媒材料のセルフクリーニング性能試験方法-第1部:水接触角の測定	Fine ceramics (advanced ceramics, advanced technical ceramics) -- Test method for self-cleaning performance of photocatalytic materials -- Part 1: Measurement of water contact angle	この規格は、光触媒として主に酸化チタンなどの金属酸化物半導体を用いられる光触媒材料のセルフクリーニング性能を測定する試験方法について規定する。 この規格は、水が染み込んで水滴を保持できないような透水性のある光触媒材料、水滴が隠れてしまうような凹凸をもった光触媒材料、高い(撥)水性をもつ光触媒材料、粉状及び粒状の光触媒材料並びに可視光応答形光触媒には適用しない。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語及び定義(簡条3):紫外線蛍光ランプの定義について、現行規格独自の規定ではなく、関連するJIS R 1709を引用する。また、他の用語も対応国際規格に整合させる。 ・光源の種類及び相対分光光源(4.1):対応国際規格に整合させる。 ・その他の光源(4.2):対応国際規格に整合させる。 ・紫外放射照度計(簡条5):対応国際規格に整合させる。 		ISO 27448:2009 Fine ceramics (advanced ceramics, advanced technical ceramics) -- Test method for self-cleaning performance of semiconducting photocatalytic materials -- Measurement of water contact angle(MOD)	一般社団法人日本ファインセラミックス協会 一般財団法人日本規格協会
23	JIS	改正	R1751-6	ファインセラミックス-可視光応答形光触媒材料の空気浄化性能試験方法-第6部:小形チャンバーを用いたホルムアルデヒドの除去性能	Fine ceramics (advanced ceramics, advanced technical ceramics)--Test method for air purification performance of photocatalytic materials under indoor lighting environment--Part 6: Removal of formaldehyde by small chamber method	この規格は、可視光応答形光触媒を主に板材、壁紙などの建築材料の表面に担持させた光触媒材料の空気浄化性能のうち、JIS A 1901に規定する小形チャンバーを用いて、室内環境などが可視光照射されている条件下での、ホルムアルデヒド除去性能を試験する方法について規定する。ただし、粉状及び粒状の光触媒材料には、適用しない。 この規格は、空気浄化を目的とした可視光応答形光触媒材料に適用され、水質浄化、セルフクリーニング、防曇、抗菌、抗かび及び抗ウイルスなどの他の光触媒材料の機能を評価するものではない。	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語及び定義(簡条3) 関連する規格及び対応国際規格に整合させる。 ・器具(簡条6) 対応国際規格に整合させる。 ・試験条件(簡条7) 対応国際規格に整合させる。 ・試験方法(簡条11) 対応国際規格に整合させる。 		ISO 18560-1:2014 Fine ceramics (advanced ceramics, advanced technical ceramics) -- Test method for air-purification performance of semiconducting photocatalytic materials by test chamber method under indoor lighting environment -- Part 1: Removal of formaldehyde(MOD)	一般社団法人日本ファインセラミックス協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年8月1日～令和元年8月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
24	JIS	改正	R1757	ファインセラミックスーアセトアルデヒドを用いた可視光応答形光触媒の完全分解性能試験方法	Fine ceramics (advanced ceramics, advanced technical ceramics)-Test method of complete decomposition by photocatalytic materials under indoor lighting environment- Decomposition of acetaldehyde	この規格は、室内環境などが可視光照射される条件での可視光応答形光触媒がもつアセトアルデヒドを完全分解する性能を試験する方法について規定する。この規格は、主として二酸化チタン、三酸化タングステンあるいはその他のセラミック材料からなる金属酸化物半導体である光触媒のうち、粉状のものに適用する。 この規格は、フィルム状、平板状、その他の板状の光触媒材料には適用しない。また、この規格は、水質浄化、セルフクリーニング、防曇、抗菌、抗かび及び抗ウイルスなどの光触媒材料が発現する他の機能については適用しない。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験体(箇条5): 試験時の試料の使用量、試料の作製方法(シャーレへの粉末の広げ方)などを改正する。 ・試験の手順(箇条6): 対応国際規格と整合させる。 ・試験結果の計算(箇条7): 対応国際規格と整合させる。		ISO 19652:2018 Fine ceramics (advanced ceramics, advanced technical ceramics)- Test method for complete decomposition performance of semiconducting photocatalytic materials under indoor lighting environment -- Decomposition of acetaldehyde(MOD)	一般社団法人日本ファインセラミックス協会 一般財団法人日本規格協会
25	JIS	改正	S6013	シャープペンシル	Mechanical pencils	この規格は、一般筆記及び／又は製図に用いる、芯を保持し繰り出す筆記具(以下、シャープペンシルという。)について規定する。シャープペンシルには多機能ペン用シャープユニット(以下、シャープユニットという。)も含まれる。ただし、プロッターなどの機械器具に装着して用いるものを除く。	主な改正点は、次のとおり。 ①芯径0.2, 1.3, 1.4の追加 ②口金の口内径の公差を材質別に追加設定(金属+プラスチック)③耐衝撃性試験の条件を追加(杉板+コンクリート)④耐久性試験のノック回数をチャックの材質別に追加設定(金属+プラスチック) ・改正の項目 【序文】 【1 適用範囲】 【2 引用規格】: 対応国際規格をISO9177-1から: ISO20318-1に変更する。 【3 用語及び定義】 【3.4 口金部】: ISO20318-1に合わせて変更する。 【4 分類】 【表3.4】: ISO20318-1/ Table 2.3Iに合わせて表示直径を追加し、口金は金属製の他にプラスチック製を追加し、両者を分けて規定する。 【8 試験方法】 【8.5 芯の保持性】: 芯を『約1mm出す』をISO20318-1に合わせて『1mm以上出す』に変更する。 【表7.8】: ISO20318-1/ Table 6.7Iに合わせて、表示直径を追加する。 【8.8 先端荷重】 【表9】: ISO20318-1/ Table 8Iに合わせて、表示直径を追加する。 【8.9 耐衝撃性】: ISO20318-1Iに合わせて、『70cmの高さからコンクリートの上に』を追加する。 【8.10 耐久性】: ISO20318-1Iに合わせ、ノック作動回数を『金属チャックは10,000回』の他に『プラスチックチャックは5,000回』を追加する。また、その速さとしての作動回数を『1分間に50回以上』に変更する。 【10 表示】: (ISO20318-1には規定がないが)『省略してもよい』項目をJIS S 6005と同様に『b』規格番号を含める。		ISO 20318-1 (Mechanical pencils and leads for general use -- Classification, dimensions, quality and test methods)(MOD)	日本筆記具工業会 一般財団法人日本規格協会
26	JIS	改正	T0993-1	医療機器の生物学的評価—第1部: リスクマネジメントプロセスにおける評価及び試験	Biological evaluation of medical devices - Part 1: Evaluation and testing within a risk management process	この規格は、次の事項について規定する。 — 医療機器のリスクマネジメントプロセスにおける生物学的評価を管理する一般原則 — 身体との接触形態及び接触期間に基づく医療機器のカテゴリ — 適切な出典からの既存データの評価 — 要求されるデータセットと既存データとのギャップの特定、その結果に基づくリスク分析 — 医療機器の生物学的安全性の評価に必要な追加データの特定 — 医療機器の生物学的安全性のリスクアセスメント この規格は、次が予測される材料及び医療機器の評価に適用する。 — 使用目的の対象となる患者の身体に直接又は間接的に接触する。 — 手術用手袋、マスクなど保護器具の場合には、使用者の身体に直接又は間接的に接触する。 この規格は、能動型、非能動型、挿込み型及び非挿込み型を含む全てのタイプの医療機器に適用可能である。 この規格は、次に起因する生物学的ハザードの評価においても指針となる。 — 医療機器の経時的変化が生物学的安全性に影響するリスク — 医療機器又は構成部品の破損によって身体組織が新規材料にばく露する場合	主な改正点は、次のとおり。 ・附属書A 表A.1「念頭に置くべき評価試験」に、特に長期間使用する医療機器の安全性評価内容について項目追加。 ・医療機器のカテゴリ化(箇条5) カテゴリ「非接触医療機器」及び「一時的接触医療機器」を追加。 ・図1 既存医療機器との同等性評価を厳格化(物理学的特性)し、試験免除の条件を厳密化しよう変更。 ・生物学的評価のプロセス(箇条6) ナノマテリアル及び生分解材料の評価情報及び指針を追加。		ISO/FDIS 10993-1 Biological evaluation of medical devices - Part 1: Evaluation and testing within a risk management process(MOD)	一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年8月1日～令和元年8月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
27	JIS	改正	T1201-1	電気音響－聴覚検査機器－第1部：純音オーディオメータ	Electroacoustics – Audiometric equipment – Part 1: Pure-tone audiometers	この規格は、聴覚いき(閾)値レベルを、音響心理学的検査法によって標準化された基準いき(閾)値レベルと比較して測定するため、及び語音検査材料を用いて音響心理学的検査を行うために設計されたオーディオメータの一般的要求事項を規定する。 この規格は、次の事項を保証することを目的とする。 a)同一の耳において125Hzから16kHzの範囲で聴覚検査を行った場合、この規格に適合した異なる純音オーディオメータを用いても、実質的に同一の結果を与える。 b)得られた結果が、被検査耳の聴覚と、基準の聴覚いき(閾)値との正しい比較を表す。 c)標準化された方法で被検査者に語音を提示する手段が提供される。これは、ある語音信号及び信号提示方法を用いた聴力検査を、この規格に適合した異なるオーディオメータを使用して行った場合、実質的に同一の結果を与えることを保証する。 d)提示する検査信号の範囲、動作モード又は想定される主要な用途に従って、オーディオメータを分類する。	主な改正点は、次のとおり。 ・JIS T 1201-2(語音聴覚検査)の規定を統合 ・9000～16000 Hzの聴力検査を追加 ・タイプ4の最低検査音レベルを0dBから-10dBに変更 ・耳覆い型イヤホンの最高レベルは耳載せ型-10dBでよいとの規定をタイプ1の500～8000Hzに限定 ・タイプ1と2にウォーフルトーンを規定 ・音遮断スイッチをタイプ3にも規定 ・タイプ1と2では語音検査(内部音源又は外部音源入力)も必須とする	T 1201-2:2000	IEC 60645-1:2017 Electroacoustics – Audiometric equipment – Part 1: Equipment for pure-tone and speech audiometry(IDT)	一般社団法人日本音響学会	一般財団法人日本規格協会
28	JIS	改正	T7313	屈折補正用単焦点眼鏡レンズ及び多焦点眼鏡レンズ	Ophthalmic optics – Uncut finished spectacle lenses – Specifications for single-vision and multifocal lenses	この規格は、玉形加工前の単焦点眼鏡レンズ及び多焦点眼鏡レンズの光学的特性及び幾何学的特性に関する要求事項及び測定方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ISO 8980-1:2017を基として、下記箇条の一部または全部を改正する。さらに、JIS T7314を廃止して、JIS T7313の範囲を単焦点レンズに加えて多焦点レンズも含める改正を行う。これにより国際規格ISO 8980-1との整合化を図る。 1 適用範囲:要求事項のみから、要求事項と試験方法を追加。 2 引用規格:ISO8980-3(透過率規格)とISO21987(挿入り眼鏡レンズ規格)を追加。 3 用語及び定義:用語の参照先にISO21987を追加。(最新の分類用語が最初にISO21987で規定され、ISO13666を補充) 4 分類:屈折率変化レンズという新しい眼鏡レンズの分類を4項として追加。 5 要求事項:確認屈折力という新しい用語を導入。(5.2.1) 乱視度数の軸方向許容差の細分化と微小乱視への許容差適用除外。(5.2.3) Prism 度数と方向の規定を新しいレンズ分類に基づいて場合分けをして説明。(5.2.5) 偏光レンズの規定を追加。(5.4) 6 試験方法:プリズム度数の検査方法に単焦点レンズと姿勢指定付き単焦点レンズの分類を追加(6.4.2, 6.4.3) 7 識別表示:姿勢指定付き単焦点レンズ(7.1)と偏光レンズ(7.2)を追加 8 規格適合性:文言の変更	JIS T7314:2006	ISO 8980-1:2017 Ophthalmic optics – Uncut finished spectacle lenses – Part 1: Specifications for single-vision and multifocal lenses(IDT)	日本医用光学機器工業会	一般財団法人日本規格協会
29	JIS	改正	T7315	屈折補正用屈折力変化眼鏡レンズ	Ophthalmic optics – Uncut finished spectacle lenses – Specifications for power-variation lenses	この規格は、玉形加工前の屈折力変化眼鏡レンズの光学的特性及び幾何学的特性に関する要求事項及び測定方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ISO 8980-2:2017を基として、下記箇条の一部または全部を改正する。これにより国際規格ISO 8980-2との整合化を図る。 名称:累進屈折力レンズの替りに「屈折力変化レンズ」の名称へ変更。 2 引用規格:ISO8980-3とISO21987を追加。 3 用語及び定義:3.1 FOA説明、3.2 IOA説明を削除、ISO21987の用語を参照。 4 分類:累進屈折力レンズを新しい分類項目「屈折力変化レンズ」へ変更。 5 要求事項:乱視度数の軸方向許容差の細分化と微小乱視への許容差適用除外。(5.2.2.3) 偏光レンズの位置決め方法を追加。(5.4) 6 試験方法:一般 レンズメータのe線とd線基準波長の違いの説明を、TR28980参照へと変更。(6.1) 7 表示:永久表示の項目にb)の 2) Degressive-power lensesを新規に追加。[7.1.b)2] 8 識別:8.1と8.2を一つの項目に纏める変更。 9 規格適合性:文言を変更。		ISO 8980-2:2017 Ophthalmic optics – Uncut finished spectacle lenses – Part 2: Specifications for power-variation lenses(IDT)	日本医用光学機器工業会	一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記

- 1: 意見及び異議受付期間は、令和元年8月1日～令和元年8月30日
- 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
- 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
- 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者	
30	JIS	改正	X0221	国際符号化文字集合 (UCS)	Information technology — Universal Coded Character Set (UCS)	この規格は、国際符号化文字集合について規定する。この規格は、世界の言語(用字)を書き表した形(表記形)及び記号の表現・伝送・交換・処理・蓄積・入力・表示に適用できる。 この規格は、国際符号化文字集合(以下、“この符号化文字集合”又は“UCS”という。))について、次の事項を規定する。 —この符号化文字集合の全体的な体系。 —この規格で使用する用語の定義。 —UCS符号空間の構造。 —UCSの基本多言語面(BMP)の定義。 —UCSの追加多言語面(SMP)、追加漢字面(SIP)、第三漢字面(TIP)及び追加特殊用途面(SSP)の定義。 —世界の言語の用字及び表記形で使用する図形文字の集合の定義。 —BMP、SMP、SIP、TIP及びSSP上の図形文字及び書式文字の名前並びにこれらのUCS符号空間における符号化表現。 —制御機能及び私用文字の符号化表現。 —UCSの三つの符号化形式: UTF-8、UTF-16及びUTF-32。 —UCSの七つの符号化方式: UTF-8、UTF-16、UTF-16BE、UTF-16LE、UTF-32、UTF-32BE及びUTF-32LE。 —この符号化文字集合への将来の追加方法。 UCSは、JIS X 0202で規定されたものとは異なる方式による符号系である。JIS X 0202からUCSを指示する方法は、12.2による。 この規格では、一つの図形文字に対して、BMP又は他の追加面の中から、ただ一つの符号位置を割り当てる。	主な改正点は、次のとおり。 ・箇条23: 漢字の原典参照一覧に追加拡張された漢字の原典を追加する。 ・箇条24,25にある西夏文字や女書文字の原典情報やコード表のフォーマットに関する説明を追加する。 ・図9, 10にある追加多言語面および図11にある追加漢字面の文字割り当て表に新たに追加された文字種を含めたものに更新する。 ・附属書Aの図形文字の部分集合に電子政府用の部分集合の組などを追加する。 ・附属書Mに新たに追加された文字種の参考資料を追加する。 ・附属書PにあるCJK統合漢字に関する補足情報を更新する。 ・文字コード表を最新のものとす。		ISO/IEC 10646:2017 ISO/IEC 10646:2017/Amd.1 (2018年5月時点: DAM段階)(IDT)	一般社団法人情報処理学会	一般財団法人日本規格協会
31	JIS	改正	Z1402	木箱の構造	Construction of wooden boxes for packing	この規格は、内容品質量1 500 kg以下、外のり寸法が長さ6.0 m以下、幅1.5 m以下及び高さ2.25 m以下の輸送包装に用いる木箱(以下、木箱という。)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 1. 「箇条 6.1.c.5) 割れ」の明確化、図の追加 「箇条 6.3.b) ラグスクリュー」のサイズ変更 2. 「箇条 図19に、つまのC型(合板)形状」を追加 3. B.4.3) 衝撃荷重係数をクラス1及びクラス2に分けて規定			日本梱包工業組合連合会	一般財団法人日本規格協会